

○田川市学校施設の利用に関する規則

令和元年 9 月 1 9 日
教育委員会規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 3 7 条の規定により田川市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の施設及び設備を学校教育上支障のない限り社会教育その他公共のために利用させることに関し、他の法令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利用を許可する施設及び設備)

第 2 条 利用を許可する施設及び設備は、別表に掲げるものとする。

2 前項に規定する施設を利用する場合に限り、駐車場を利用できるものとする。

(利用時間)

第 3 条 施設の利用時間は、午後 5 時から午後 1 0 時までとする。ただし、田川市立学校管理規則（昭和 3 3 年教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 1 項に規定する学校の休業日は、午前 8 時から午後 1 0 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、田川市教育委員会又は学校長（以下「教育委員会等」という。）は、特に必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

(利用許可の申請)

第 4 条 施設を利用しようとする者は、事前に田川市立学校校舎利用許可申請書（様式第 1 号）を、田川市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の規定による提出は、利用を希望する日の 7 日前までに行わなければならない。ただし、特別の事情があると委員会が認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第 5 条 委員会は、前条の申請を許可したときは、田川市立学校施設利用許可書（様式第 2 号）を交付する。

2 施設の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用中常に田川市立学校施設利用許可書を携行しなければならない。

3 委員会は、学校教育上特に必要があると認めるときは、利用許可を取り消し、又は利用許可の内容を変更することができる。

(利用の制限)

第6条 施設の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、委員会は、その利用を許可してはならない。

- (1) 営利を目的とする利用
- (2) 政治的活動又は宗教的活動のための利用
- (3) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) その他特に利用が不相当と認められるとき。

(利用者の責務)

第7条 利用者は、その利用に当たっては、施設の善良な管理者としての責任と注意を払わなければならない。

(利用者の守るべき事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設内を不潔にしないこと。
- (2) 許可なく火気を使用しないこと。
- (3) 飲酒又は喫煙をしないこと。
- (4) 施設又は設備を破損若しくは滅失させたときは教育委員会等に届け出ること。
- (5) 施設の管理運営上の必要から教育委員会等の職員（以下「職員」という。）が行う指示又は指導に従うこと。

(権利譲渡の禁止)

第9条 利用者は、利用する権利を譲渡し、若しくは転貸することはできない。

(許可の取消し等)

第10条 委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を制限し、又は職員をして停止させることができる。

- (1) 第6条各号のいずれかに該当する行為があったとき。
- (2) 第8条各号のいずれか又は前条の規定に反する行為があったとき。

(損害賠償)

第11条 利用者は、建物又は設備を毀損し、又は紛失したときは、委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(田川市立学校校舎使用料条例施行規則の廃止)

2 田川市立学校校舎使用料条例施行規則(昭和35年教育委員会規則第2号)は、廃止する。

別表(第2条関係)

利用を許可する施設及び設備

施設名	設備名
屋内運動場	照明設備
教室(特別教室を除く。)	—
運動場	—

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

田川市教育委員会教育長 殿

申請者 住所

氏名（団体名）

電話番号

田川市立学校校舎利用許可申請書

田川市学校施設の利用に関する規則第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

利用する場 所	田川市立 学校	<input type="checkbox"/> 屋内運動場 <input type="checkbox"/> 教室 <input type="checkbox"/> 運動場
利用時間	年 月 日から 年 月 日までの期間の 時 分から 時 分まで（1日 時間）	
利用人数	人	
利用目的		
照明設備 の利用	<input type="checkbox"/> 利用する 時 分から 時 分まで（1日 時間） <input type="checkbox"/> 利用しない	
その他の 設備等の利用		
本件については、学校教育上及び 施設管理上支障がありません。	年 月 日	田川市立 学校 学校長 印

様式第2号（第5条関係）

田 第 号

年 月 日

様

田川市教育委員会

田川市立学校校舎利用許可書

年 月 日付けの申請について、次のとおり許可しますので、田川市学校施設の利用に関する規則第5条第1項の規定に基づき本書を交付します。

利用する場 所	田川市立 学校	<input type="checkbox"/> 屋内運動場 <input type="checkbox"/> 教室 <input type="checkbox"/> 運動場
利用時間	年 月 日から 年 月 日までの期間の 時 分から 時 分まで（1日 時間）	
利用人数	人	
利用目的		
利用する設備	<input type="checkbox"/> 照明設備 時 分から 時 分まで（1日 時間） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
許可の条件 (1) 許可を受けた内容に反した利用があったときは、許可を取り消すことがある。 (2) 学校の敷地内で喫煙をしないこと。 (3) 利用後は、利用した場所の清掃及び利用した設備の収納等を確実にを行うこと。		

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）